

本文と解説は、修正前と修正後を記述する

ページ	項目	修正前	修正後
P.8 本文	3.4.2.1b	<p>3.4.2.1 現場調合モルタル</p> <p>b.細骨材</p> <p>細骨材は、清浄で有害量の粘土塊・泥分・有機不純物・塩化物など含まないものとする。細骨材の粒度は、表3.3を標準とする。ただし、最大寸法は塗り厚に支障のない限り大きいものを用いるものとし、塗り厚の半分以下とする。上記以外の砂を使用する場合は、特記による。ただし、左官用軽量骨材は適用外とする。</p>	<p>3.4.2.1 現場調合モルタル</p> <p>b.細骨材</p> <p>細骨材は、清浄で有害量の粘土塊・泥分・有機不純物・塩化物など含まないものとする。細骨材の粒度は、表3.3を標準とする。ただし、最大寸法は塗り厚に支障のない限り大きいものを用いるものとし、塗り厚の半分以下とする。</p> <p>上記以外の細骨材を使用する場合は、特記による。</p>
P.72 本文	3.4.2.1b	<p>3.4.2.1 現場調合モルタル</p> <p>b.細骨材</p> <p>細骨材は、清浄で有害量の粘土塊・泥分・有機不純物・塩化物など含まないものとする。細骨材の粒度は、表3.3を標準とする。ただし、最大寸法は塗り厚に支障のない限り大きいものを用いるものとし、塗り厚の半分以下とする。上記以外の砂を使用する場合は、特記による。ただし、左官用軽量骨材は適用外とする。</p>	<p>3.4.2.1 現場調合モルタル</p> <p>b.細骨材</p> <p>細骨材は、清浄で有害量の粘土塊・泥分・有機不純物・塩化物など含まないものとする。細骨材の粒度は、表3.3を標準とする。ただし、最大寸法は塗り厚に支障のない限り大きいものを用いるものとし、塗り厚の半分以下とする。</p> <p>上記以外の細骨材を使用する場合は、特記による。</p>
P.73 解説	3.4.2.1b	<p>左官用軽量骨材については、近年の研究により初期強度や施工後初期の接着強度についてはその品質が確認されている。しかし、長期間の使用に対する安全性を確認できる技術資料が不足していること、左官用軽量骨材を用いたモルタルはタイル張り下地材料としては普通モルタルに比べて</p>	<p>現場調合モルタルに軽量骨材を使用する場合は、特記による。左官用軽量骨材については、近年の研究により初期強度や施工後初期の接着強度についてはその品質が確認されている。しかし、長期間の使用に対する安全性を確認できる技術資料が不足していること、左官用軽量骨材を用いたモルタル</p>

		乾燥収縮や吸水率が大きく、また乾湿に伴う伸縮が大きいいためひび割れやはく離などに与える影響が大きいことから 適用外とした 。	はタイル張り下地材料としては普通モルタルに比べて乾燥収縮や吸水率が大きく、また乾湿に伴う伸縮が大きいいためひび割れやはく離などに与える影響が大きいことから、 現場調合モルタルで軽量骨材の使用に当たっては工事監理者と十分な検討が必要である 。
P.8 本文	3.4.2.2a	3.4.2.2 既製調合下地用モルタル a.既製調合下地用モルタルおよび既製調合下地調整用補修モルタル (1) 既製調合タイル張り下地材料は、試験または信頼できる資料で品質の確かめられたものとする。 (2) 既製調合下地調整用補修モルタルは以下による。 JIS A 6916 (建築用下地調整材)	3.4.2.2 既製調合下地用モルタル a.既製調合下地用モルタルおよび既製調合下地調整用補修モルタル (1) 既製調合タイル張り下地材料は、試験または信頼できる資料で品質の確かめられたものとする。 (2) 既製調合下地調整用補修モルタルは以下による。 JIS A 6916-2000 (建築用下地調整 塗 材) 上記以外の既製調合下地調整用補修モルタルを使用する場合は、特記による。
P.76 本文	3.4.2.2a	3.4.2.2 既製調合下地用モルタル a.既製調合下地用モルタルおよび既製調合下地調整用補修モルタル (1) 既製調合タイル張り下地材料は、試験または信頼できる資料で品質の確かめられたものとする。 (2) 既製調合下地調整用補修モルタルは以下による。 JIS A 6916 (建築用下地調整材)	3.4.2.2 既製調合下地用モルタル a.既製調合下地用モルタルおよび既製調合下地調整用補修モルタル (1) 既製調合タイル張り下地材料は、試験または信頼できる資料で品質の確かめられたものとする。 (2) 既製調合下地調整用補修モルタルは以下による。 JIS A 6916-2000 (建築用下地調整 塗 材) 上記以外の既製調合下地調整用補修モルタルを使用する場合は、特記による。
P.76 解説	3.4.2.2a	a.既製調合タイル張り下地材料および既製調合下地調整用補修モルタル 最近の現場では良質な細骨材を入手することが困難な場合が多い。そこ	a.既製調合タイル張り下地材料および既製調合下地調整用補修モルタル 最近の現場では良質な細骨材を入手することが困難な場合が多い。そこで

		<p>で品質が均一で、現場における取扱いの簡便さなどの目的で、工場において所定の調合に準備された既製調合タイル張り下地材料および既製調合下地調整用補修モルタルが使用されている。</p> <p>(1) 既製調合タイル張り下地材料には数多くの製品があり、それぞれの性能には差があるので、その性質・作業性、使用実績などを十分検討し、適切な製品を選定して使用することが必要である。</p> <p>(2) 既製調合下地調整用補修モルタルは、近年の研究により初期強度や施工後初期の接着強度についてはその品質が確認されている。しかし、長期間の使用に対する安全性を確認できる技術資料が不足していること、タイル張り下地材料としては普通モルタルに比べ乾燥収縮や吸水率が大きく、また乾湿に伴う伸縮が大きいこと、ひび割れやはく離などに与える影響が大きいことから、JIS A 6916 (建築用下地調整材)においてタイル仕上げに適用する CM-2 に適合するものとした。</p>	<p>品質が均一で、現場における取扱いの簡便さなどの目的で、工場において所定の調合に準備された既製調合タイル張り下地材料および既製調合下地調整用補修モルタルが使用されている。</p> <p>(1) 既製調合タイル張り下地材料には数多くの製品があり、それぞれの性能には差があるので、その性質・作業性、使用実績などを十分検討し、適切な製品を選定して使用することが必要である。</p> <p>(2) 既製調合下地調整用補修モルタルは、近年の研究により初期強度や施工後初期の接着強度についてはその品質が確認されている。しかし、長期間の使用に対する安全性を確認できる技術資料が不足していること、タイル張り下地材料としては普通モルタルに比べ乾燥収縮や吸水率が大きく、また乾湿に伴う伸縮が大きいこと、ひび割れやはく離などに与える影響が大きいことから、JIS A 6916-2000 (建築用下地調整塗材)においてタイル仕上げに適用する CM-2 に適合するものとした。</p> <p>上記以外の既製調合下地調整用補修モルタルを使用する場合は、特記による。この場合、既製調合下地調整用補修モルタルの性質・作業性、使用実績などを十分検討し、適切な製品を選定し製造業者の標準仕様を遵守して使用することが必要である。</p>
P.12 本文	3.5.2.2e	<p>3.5.2.2 モルタル下地 e. 軽量モルタル下地</p> <p>軽量モルタルをタイル張り下地とする場合には、JIS A 6916-2000 (建築用下地調整材)の品質基準に適合したタイル下地用既製調合モルタルを用いる。</p>	<p>3.5.2.2 モルタル下地 e. 軽量モルタル下地</p> <p>軽量モルタルをタイル張り下地とする場合には、JIS A 6916-2000 (建築用下地調整塗材)の品質基準に適合したタイル下地用既製調合モルタルを用いる。</p>

			上記以外のタイル下地用軽量モルタルを使用する場合は、特記による。
P.91 本文	3.5.2.2e	3.5.2.2 モルタル下地 e. 軽量モルタル下地 軽量モルタルをタイル張り下地とする場合には、JIS A 6916-2000 (建築用下地調整材)の品質基準に適合したタイル下地用既製調合モルタルを用いる。	3.5.2.2 モルタル下地 e. 軽量モルタル下地 軽量モルタルをタイル張り下地とする場合には、JIS A 6916-2000 (建築用下地調整塗材)の品質基準に適合したタイル下地用既製調合モルタルを用いる。 上記以外のタイル下地用軽量モルタルを使用する場合は、特記による
P.92 解説	3.5.2.2e	e. 軽量モルタル下地 左官用軽量モルタルは施工性が良いために広く普及しているが、吸水率や乾燥収縮量が大きく、モルタルの調合や塗り厚など、誤った使い方によって不具合になった事例が散見される。JASS15 左官工事標準仕様書では一定の条件の下で現場調合の軽量モルタルの仕様を定めているが、タイル工事では、品質管理上有効な手段として、既製調合モルタルを使用することを標準とした。既製調合モルタルは、JIS A 6916-2000 (建築用下地調整材)のセメント系下地調整厚塗材 CM-2 の品質基準に適合したものを使用し、塗り厚については、メーカーの標準仕様を遵守する。	e. 軽量モルタル下地 左官用軽量モルタルは施工性が良いために広く普及しているが、吸水率や乾燥収縮量が大きく、モルタルの調合や塗り厚など、誤った使い方によって不具合になった事例が散見される。JASS15 左官工事標準仕様書では一定の条件の下で現場調合の軽量モルタルの仕様を定めているが、タイル工事では、品質管理上有効な手段として、既製調合モルタルを使用することを標準とした。既製調合モルタルは、JIS A 6916-2000 (建築用下地調整塗材)のセメント系下地調整厚塗材 CM-2 の品質基準に適合したものを使用し、塗り厚については、製造業者の標準仕様を遵守する。 上記以外のタイル下地用軽量モルタルを使用する場合は、特記による。この場合、モルタルの性質・作業性、使用実績などを十分検討し、適切な製品を選定し製造業者の標準仕様を遵守して使用することが必要である。

特記は、修正後のみ記述する（修正前は記述しない）

		項目	特記事項
P.38 本文	5 節特記	<p>3.4.2.1 現場調合モルタル b.細骨材</p> <p>3.4.2.2 既製調合下地用モルタル a.既製調合下地用モルタルおよび既製調合下地調整用補修モルタル</p> <p>3.5.2.2 モルタル下地 e.軽量モルタル下地</p>	<p>標準粒度分布以外の細骨材</p> <p>JIS A 6916-2000 (建築用下地調整塗材)以外の既製調合下地調整用補修モルタル</p> <p>JIS A 6916-2000 (建築用下地調整塗材)以外のタイル下地用軽量モルタル</p>
P.205 解説	5 節特記	<p>3.4.2.1 現場調合モルタル b.細骨材</p> <p>3.4.2.2 既製調合下地用モルタル a.既製調合下地用モルタルおよび既製調合下地調整用補修モルタル</p> <p>3.5.2.2 モルタル下地 e.軽量モルタル下地</p>	<p>標準粒度分布以外の細骨材</p> <p>JIS A 6916-2000 (建築用下地調整塗材)以外の既製調合下地調整用補修モルタル</p> <p>JIS A 6916-2000 (建築用下地調整塗材)以外のタイル下地用軽量モルタル</p>